

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成25年10月 2日(水) 午前10時00分～11時12分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

1番 長谷川広昌、 5番 柴田耕一、 8番 杉浦敏和、  
9番 北川広人、 10番 鈴木勝彦、 12番 内藤とし子、  
14番 内藤皓嗣、 16番 小野田由紀子  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 4番 浅岡保夫、  
7番 杉浦辰夫、 11番 鷺見宗重、 13番 磯貝正隆、  
15番 小嶋克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、人事GL、地域政策GL、経営戦略GL、  
福祉部長、福祉企画GL、地域福祉GL、地域福祉G主幹、  
介護保険GL、保健福祉GL、  
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、  
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第47号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第48号 高浜市リバースモーゲージ条例の一部改正について
- (3) 議案第49号 高浜市子ども・子育て会議条例の制定について
- (4) 議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- (5) 議案第53号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- (6) 陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
- (7) 陳情第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (8) 陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (9) 陳情第6号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る9月20日の本会議におきまして、当委員会におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案5件並びに陳情4件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。  
その前に、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にございませぬ。

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませぬか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の柴田耕一委員を指名いたします。

《質 疑》

（１）議案第４７号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第４７号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第４８号 高浜市リバースモーゲージ条例の一部改正について

「議事進行。」と発声するものあり。

問（１６） 今回、地方税法の一部改正により延滞金の割合の特例を定めるために条例の改正するということをございませぬけれども、総括でも質問があったと思いますけれども、いまだに、この制度は実績がないということですのでけれども、その利用される方がなかなかいないにもかかわらず維持していく理由について、伺いたいと思います。

答（保健福祉） 委員おっしゃるとおり、リバースモーゲージ制度の利用はあ

りません。ただ、この制度自体は必要な制度であるということで、厚生労働省が主導して、全県の県の社会福祉協議会を通じて制度を設置したというのは、御案内のとおりであります。市のほうとしましても、こういった県の制度も御紹介しながら進めて行きたいと思っております、市の制度については、今後検討していくということで、今、考えておりますので、よろしく申し上げます。委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第48号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第49号 高浜市子ども・子育て会議条例の制定について

問(16) まず初めに、この条例制定の目的について伺います。

答(こども育成) この条例につきましては、この条例が制定されるもとなり、国のほうで子ども・子育て支援法というのが、昨年8月に公布されております。その中で、「子ども・子育て支援計画」というものを定めることが各自治体に義務付けられておりました、その計画を定めるにあたりましては、各地域の実情を踏まえた意見を聞くというところの中で、基本的には、その合議制の機関を設けて、各地域の方の意見を聞く場を設けて計画を策定するというのが求められておりますので、その法律に基づいて、この会議体を設けるというところがございます。それを設けるのに、必要な条例を、今回、制定の上程をさせていただいたというところがございます。

問(16) わかりました。条例の中の7条の5ですけれども、「子ども・子育て会議は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、資料の提出を求めることができる」とありますけれども、具体的にもう少し詳しくこのことについて伺います。

答(こども育成) この会議におきましては、事務局は、私どもこども育成グループのほうやるのですけれども、その中で、今回、この「子ども・子育て支援事業計画」の中で、定める項目の中において、「地域子ども・子育て支援事

業」というのが一つあります。その中には、例えば、乳児家庭全戸訪問事業でありますとか、妊婦健診でありますとか、そういったところの実施についてのことも計画のほうに、そのどういうふうにやっていくかということを謳いなさいよというところがあるんですけども、その部分については、例えば、市のほうで、そここのところの説明をするだとかというところで必要な場合は、市の保健師ですとか、そちらの部門の出席もお願いしなければいけないかなと考えておりますので、そういった場合には、そういったところに出ていただいたり、資料を出して説明いただいたりとか、そういうことを想定しております。

委員長 ほかに。

問（１２） この「子ども・子育て会議」制定については、国の子ども・子育て支援法がもとになっているというお話ですが、子ども・子育て支援法というのは、どう大きく今までの児童福祉法なんかとかかわってきているのか、お示してください。

答（こども育成） 児童福祉法というのは、その児童へのいろんな事業、保育だとか、児童養護施設だとか、そういったところのさまざまなものについて規定をするところでもありますけども、この子ども・子育て支援法につきましては、全国的に少子高齢化が進む中で、その少子化の対策としては、子供を育てる環境を整備するのが大事であろうと、そういう中で、さまざま、待機児童ですとか、そういった問題が少子高齢化の中ではいろんな問題で出てくるんですけども、そういったものを解決するための方策として、認定子ども園の拡充であったりですとか、先ほど言いました「地域子ども・子育て支援事業」でありますとか、そういったところを充実していこうという背景がありまして、その背景を形に表したものが、子ども・子育て支援法であると認識しております。

問（１２） 今までの児童福祉法については、憲法と児童福祉法ということに基づいて、親の就労を保障するとともに、子供の福祉と発達保障の見地から、国や自治体の責任で実施されてきたと。それで、保育の必要な子供は、自治体が認可保育所において保育しなければならないというのが、これまでの児童福祉法の立場だったと思うんですが、新しくこの子ども・子育て支援法というのはできたわけですが、保育所の最低基準をなくして、公的保育の責任を形骸化させるということがありまして、保護者や保育関係団体などから強い反対の声

が上がる中で、去年の8月に名称を変えて強行採決という、成立をさせたわけですが、保育を取り巻く環境というのは大変厳しいものがあると思うんですが、保育に責任をもたなければならないというのは、なくそうと思ったけれども、復活させたと皆さん、親や関係者の強い反対の声で復活させたということがあるんですが、この24条の1に基づく市の公的などころでというのは、どのように今後やっていかれるというふうに考えてみえるのかお示してください。

答（こども育成） 委員おっしゃられるように、この法律が制定されるところの中で、この保育の実施の義務のところについては、いろいろ、さまざま議論があったようでございまして、その中で、結局、その保育の実施義務というのは市のほうに今までどおり残っておりますので、今、市のほうがやっているスタンスですね。そこのところについては、今までどおり対応して公民かかわらずその全体を把握していくという今のやり方をそのまま踏襲していきたいと考えております。

問（12） そうしますと、職員の数は国の基準に従うけれども、面積基準なんかは参酌を基準ということで、自治体に委ねられるわけですが、施設や類型によって基準はばらばらということになってはいますが、そういう面では、高浜市としては基準はばらばらになっているけれども、そういう面でどのようにやっていかれる考えかお示してください。

答（こども育成） 基準につきましては、いわゆる認可保育所等につきましては、これは市のほうではなくて、あくまでも県のほうが認可機関となっておりますので、市によってばらばらになるとかそういうことはないと認識しております。また、多分、おっしゃられる部分は、家庭的保育ですとか、そういった地域型保育給付に係る部分というのは、参酌すべき部分というところで、市にその制度の規定ですとか、そういうところを定めるのは市のほうが決定をする権限は下りてきますので、そこのところについては、各市町の状況というのは当然あるとは思いますが、その部分については、当然ながら国のほうでこれが必要だということと参酌すべき基準というのは示されてきますので、それを参考にしながら市のほうでも対応していきたいと考えております。

問（12） 国が出されるんじゃないかということですが、そういう面では、まだまだのようですし、早く言えば、あまりあてにならないということも言え

るわけです。この第4条で、「子ども・子育て会議」は、委員15人以内で組織するというふうにあります。これ、保護者やいろいろあるんですが、どのくらいというかどれだけの人数でやっていこうとしているのか、お示してください。

答（こども育成） この15人のメンバー構成でございますけれども、今の予定では、保護者のほうが3名、学識経験者が1名、子ども・子育て支援従事者が6名、市長が認める者が5名という形で、今のところ構成のほうを考えております。

問（12） この方たちに、子ども・子育て新システムですか、しっかり教育をしていただきたいと思うんですが、市の都合のいいようにとっては何ですが、そういうのではなくて、きちんこの新システムが、まだまだ知られていないものですから、新システムの教育をしっかりしていただきたいと思いますが、その点ではどうでしょうか。

答（こども育成） この「子ども・子育て会議」、これで可決をいただきますと、当然、10月、11月ごろには、第1回目の会議を開いていきたいと考えております。当然その中で、最初のところでは、この「子ども・子育て会議」、また、子ども・子育て支援法ができた背景とかを含めて皆さんにお示ししたいと思っておりますし、また、皆さんが参加されるこの「子ども・子育て会議」というのは、地域の実情をこの計画に反映させることを担保するためにつくられる会議体でございますので、そういった意義も含めてしっかり説明のほうしていきたいと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

問（5） 補正予算説明書の52ページの2款、1項、6目。ふるさと応援事業について、新規事業ですけど、この内容についてお伺いしたいと思います。

答（企画部）この事業につきましては、ふるさと納税制度を活用いたしまして、全国から高浜市を応援するための寄附金を募りまして、その寄附金を財源として、まちづくりに活用すること、また、謝礼品の発送を通じまして市のPRや地元製品の消費拡大を目的といたしまして、「高浜市ふるさと応援寄附金制度」を10月下旬ごろから開始したいというものでございます。ふるさと納税制度につきましては、平成20年4月に導入をされまして、出身地や応援したい地方公共団体に寄附した場合に寄附金額のうち、2,000円を超える金額を所得税と合わせて一定の限度額まで居住地の個人住民税から控除されるという仕組みとなっております。ちなみに、平成24年の総務省のデータでございますが、東日本大震災の影響による知名度やメリットが広く認識されたことありまして、全国で、寄附件数が前年比約2.5倍の74万人、寄附金額は、約10倍の650億円に伸びているというようなことでございます。

問（5）今、お話のあったように、高浜市のふるさと応援寄附金制度の概要について、お伺いします。

答（人事）先ほど部長よりお答えさせていただいたとおり、この制度の目的でございますが、寄附金を財源として、まちづくりに活用すること、謝礼品の発送を通じて市のPRや地元製品の消費拡大を図ることから、基本的には、市外在住者を対象としまして、あらかじめ定める5つの事業の財源として、寄附金の使途を寄附者自ら指定できることとし、1万円を超える寄附があった場合には、観光協会の協力を得まして、高浜市の特産品の中から謝礼品を送るというものでございます。

問（5）今の答弁の中で、5つの事業に使途を指定できるということでありましたけれども、その事業の内容と謝礼品の仕組みだとか、謝礼品の内容等についてお伺いしたいと思います。

答（人事）まず、寄附の対象事業でございますが、まず一つ目は、活力あるまちづくり事業として、例えば、市民予算枠事業であるとか産業振興事業などの財源として、二つ目は、未来を担う人づくり事業として、例えば、たかはま夢・未来塾事業やこども発達センター事業などの財源として、三つ目は、健康でいきがいのあるまちづくり事業として、例えば、いきいき健康マイレージ事業や生涯現役のまちづくり事業などの財源として、四つ目は、安全・安心なま



ちづくり事業としまして、例えば、防災ネットきずこう会や防災情報発信事業などの財源として、最後に五つ目としまして、その他市長にお任せとする事業で、例えば、「とりめし」の応援だとか「タカハマ物語」の応援事業などの財源とすることを、寄附者の方に指定していただくものでございます。続きまして、謝礼品の仕組みについてでございますが、謝礼品につきましては、寄附金額に応じて、1万円以上3万円未満の寄附で、3,000円相当の謝礼品を1品、3万円以上の寄附で3,000円相当の謝礼品2品、お礼として送付したいと考えてございます。次に、謝礼品の内容についてでございますが、謝礼品につきましては、現在、高浜市観光協会と調整中でございますが、例えば、「とりめし」お試しセットであるとか、干支瓦、「タカハマ物語」の関連グッズなどのほか、かわら美術館の年間観覧セットなど、寄附者に指定してもらい送付することを考えております。なお、これらはほんの一例でございますが、今後は観光協会が、市内企業に対しまして謝礼品への参加を募り、魅力ある商品のラインナップの充実を図ってまいりたいと思います。

問（5） なぜ、今回、補正予算をこのタイミングで計上したのか、その理由についてと、ふるさと応援事業支援業務の委託料ですけれど、どこへどんな業務を委託するのかお伺いしたいと思います。

答（人事） まずは、なぜこのタイミングでという御質問ですが、一つには、11月9日、10日に行われます「B-1グランプリ」が、豊川市で開催されます。本市の「とりめし」が参加させていただくこと、また、できましたら、お歳暮シーズンという時期に近づいてきておりますので、そのシーズンに間に合うよう今回の補正予算に計上させていただいたものでございます。次に、委託料の関係でございますが、委託料の関係は、寄附者の謝礼品の発送や謝礼品を掲載した謝礼品カタログの作成を、高浜市観光協会へ委託するための費用でございますが、謝礼品の発送については、50件分を想定いたしております。

問（5） 寄附金を集めることは、かなり難しいと聞いておりますけれども、こういった工夫をしているか、事業の成果として、また、何を求めているか、今年度の寄附金の見込み等についてお伺いします。

答（人事） 寄附の方法にしましては、寄附者の利便性を考慮しまして、これまでの納付書による納付、現金書留による納付、窓口での現金払いによる

納付のほか、県外からの、遠隔地からの寄附金の納付に対する利便性を高めるため、費用はかかりますが、インターネットを利用したクレジットカード払い、コンビニエンスストア払い及びインターネットバンキング払い、通称「ペイジー」といわれるものですが、そういった三つの方法を設けまして、寄附しやすい環境を整備してまいります。費用的には、今回、補正予算書に記載のとおり、システム使用料、手数料など、初期費用としまして、5万5,000円ほど必要となりますが、寄附者に対するメリットとしましては、パソコンやスマートフォンなどがあれば、24時間、いつでもどこからでも寄附ができるほか、クレジット払いの場合は、寄附者には、ポイントが貯まります。そういったことのため、毎年のリピーターが期待できるというようなメリットが考えられます。また、魅力的な謝礼品のラインナップも寄附金を集めるためには大切ですので、謝礼品につきましては、高浜市観光協会から商工会を通じて、参加企業を募っていただきまして、これに基づいて謝礼品カタログを作成し、その中から寄附者の方に選んでもらう仕組みを考えてございます。続きまして、この事業の成果でございます。この制度の目的でございます、寄附金を財源としてまちづくりに活用することは当然でございますが、一番の目的は、謝礼品の発送を通じまして、高浜市のPRでございますとか、市内事業者の売り上げ増につなげまして、これによって高浜市の知名度が向上し、ひいては、高浜市の全体の活性化につながるといった成果が期待されております。今年度の寄附の見込みでございますが、とりあえず、今年度は50件の寄附を見込んでおりまして、歳入でも、50万円を計上させていただいているところでございます。

問（5）　たくさん、要するに寄附者を、寄附金を集めていただいて、その目的である寄附金を財源として、まちづくりに活用するなり、謝礼品等の発送を通じて市のPR等につながるよう、頑張ってくださいと思います。

問（12）　57ページです。委託料の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料というのがありますが、これの説明をお願いします。

答（こども育成）　この子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料でございますけれども、まず、子ども・子育て支援法に基づきまして、「子ども・子育て支援事業計画」というものを策定する必要があります。その策定に当たりましては、アンケート調査を実施したりですとか、またそういった計画に盛り込

むべき内容というものがございますので、それについて取りまとめて、県と調整しながら計画を策定していくというところがございますので、それに対しまして、そういった調査、分析をしたり、そういったところの取りまとめをサポートするというところの中で、このコンサル業者に委託のほうを発注しまして、計画書を策定していくと、そのために必要な費用として委託料を計上させていただいているものでございます。

問（１２） コンサルタント業者に委託をするということなんですが、こういうのを直接ですね、担当の方たちがアンケートをまとめる場合でも直接そういうのを見てまとめるのと、その業者に任せちゃうというような、本当にその、例えば、親の気持ちなんかをつかむことが難しいんじゃないかという気もいたしますが、その点ではいかがなんでしょう。

答（こども育成） 例えば、今のアンケートの集計等でございますけれども、それに対しまして、データをまとめていただくのは、当然ながらこのコンサル業者さんのほうにお願いしてやっていただくこととなりますけれども、その結果のほうは当然ながら私どもこども育成グループのほうで目を通して、またなおかつ、この結果というのは、「子ども・子育て会議」の中でお示しをさせていただいて反映させてくという形になりますので、そこのところが、市のほうが全く見ないとか、関与しないとか、そういう形にはならないと思っております。委員長 ほかに。

問（５） ５５ページの権利擁護推進事業について、若干ちょっとお聞きしたいと思えます。平成２６年度開設予定というふうに聞いておりますけど、この事業に取り組むきっかけ等はあったのか。それと、今までにこういった事例だとか、相談等のことはあったのか、そこら辺少し説明をお伺いしたいと思えます。それと、近隣市の状況、そこら辺もお伺いします。

答（地域福祉） 権利擁護推進事業に取り組むきっかけといたしましては、これは総括のほうでもお話させていただいたんですが、成年後見の市長申し立てが、平成１４年度から平成２４年度までで１２件、うち９件は、平成２１年度以降ということで、近年になって非常に増加をしております。加えて、昨年度開催した市民後見人生活支援員の養成研修には、毎回５０人程度の市民の方が参加されるなど、非常に機が熟してきたというふうに感じておりまして、

このような状況の中で、今後、認知症高齢者の増大や障がい者の親亡きあとの生活不安などの問題の発生が非常に予測されています。また、全国的にも要援護者の財産搾取や虐待などの重大な人権侵害の事例が起こる中で、高浜市として権利擁護システムの構築が早急に必要だと判断したことで行なっております。また、近隣市の状況といたしましては、安城市が昨年度、これは成年後見のセンターとして事業をスタートしたということは聞いております。刈谷市も今後単独で立ち上げていくというような話は聞いておりますが、成年後見の部分ということになり、限定されます。また他の近隣市につきましては、できれば、近隣市共同での立ち上げを今後検討していきたいというような、そういったような要望等も出てきております。

問（５） なかなか、これ難しい事業ですので、できたら近隣市を交えてやっていただきたいなというように思いますけれども、例えば、弁護士だとか、そういった方のね、かなり高度な部分も必ず関係してくると思います。確かに、こういった問題がだんだん、昔からは市の関係者等で聞いたことがあるんですけど、だんだんやはり高齢者や障がい者などの判断能力が低下した人の支援が必要だというようなことは思いますので、これも先ほどのリバースモーゲージ条例等も絡めて一つ考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

問（１） 補正予算書の５４ページ、５６ページ。歳出の３款、２項、３目、事業１７の子ども・子育て会議運営事業についてお伺いします。少し質問が内藤（とし子）委員と重なるところもあるんですけども、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、これが計上されていますけれども、子育て家庭の実情やニーズを把握するために、本市がどのような調査などの工夫をしていくのか、教えてください。

答（こども育成） ただいま、委員、質問がありましたように、子育て家庭の実情やニーズを把握するために、どのような調査などの工夫をしていくかというところがございますけれども、まずこの調査についてですけれども、子ども・子育て支援法におきまして、この計画に盛り込むべき内容というものが定められておりますので、その把握できる内容のアンケートを実施していくということになります。この盛り込む内容といたしましては、必須事項と任意記載事

項というのが定められており、必須記載事項というのは4点で、区域の設定、2点目が、幼稚園、保育園、家庭的保育などの量の見込みやその提供体制やその実施時期、また3点目といたしましては、延長保育や一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業などの「地域子ども・子育て支援事業」と規定される事業に係りますその量の見込みや確保体制やその実施時期、あと四つ目といたしましては、認定子ども園等の普及やそういった地域子育て支援事業等の推進の方策についてというところでございます。また、任意記載事項につきましては、3点ありまして、一つが、産休、育休後の、そういった保育施設等の円滑な利用確保について、2点目につきましては、専門的な知識や技術を有する支援、いわゆる、児童虐待防止等の、都道府県等が行う施策との連携について、また、3点目といたしましては、雇用環境に関する整備の施策、仕事と生活の調和に係るような、そういった施策との連携ということになっております。それに加えまして、各自治体が必要とする事項を盛り込むということになっております。この任意記載事項でありますとか、その他の部分につきましての取り扱いにつきましては、「子ども・子育て会議」にて協議していくこととなりますけれども、以上申しました項目の内容についてその必要なデータが得られるようなアンケートのほうを、内容を精査して進めて行くということになります。高浜市のほうとしましては、そういったできるだけ多くのサンプルが得られるようにと考えておりますので、0歳から5歳までの児童がいる全家庭を対象にして実施していきたいと考えております。

問（1） 働くお母さんにとって子育て支援策は、将来設計や現在の生活に直結する喫緊の問題であり、働くお母さんは今後さらに増加していくと思います。この事業計画が子育て家庭の情勢、ニーズに合致し、将来の適切な支援につながるようしっかりと調査、分析していただいて、高浜のお母さん方からしっかりと感謝される「子ども・子育て支援事業計画」になること期待しまして、質問を終えたいと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 55ページの子ども・子育て会議運営事業の関係ですが、保育の公的保障と保育環境の向上というのは、世界の流れになっていて、日本も批准する国連や子供の権利条約が謳う子供の最善な利益の立場からも保育料金は常

によりよいものに改善されなければならないと思うんですね。現状でも欧米に比べて低すぎる日本の保育所の基準をさらに引き下げるような待機児解消策は、世界の流れに逆行するものだと思うんです。家庭的保育事業など大変自治体ごとに保育室の面積も異なるなど、保育環境や保育条件に格差を持ち込み広げるものだと思うんで、碧南でも問題になったように、子供の育ちにとっても重要な命にかかわる問題ですので、その点しっかり話し合ってくださいようお願いしたいということと、この会議の中で、今度、子ども・子育て支援法の中に、時間が短い、長いのと短い、短いのは6時間だというふうに聞いているんですが、その点はどうか。子供の集団保育などが大変やりづらくなるということをお聞きしていますが、その点ではどうなのかお示してください。

答（こども育成） 保育の今の時間のところでございますけれども、今度の新しい子ども・子育て支援法に基づきまして保育園で預かれるお子様、幼稚園に行ってくださいお子様、そういったところの区分というのが、1号、2号、3号という形で認定になります。1号認定が、いわゆる幼稚園に行かれるお子様。2号認定というのが、満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた児童。3号認定というのが、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子供という形で区分は分けられることになるんですけれども、その際に、またその事由、区分、優先利用ということで、その3点がまた今どういう形で、この事由というのは、いわゆる保育の必要性とはどういう、例えば、労働ですとか、疾病ですとか、そういったところの保育を必要とする理由ですね、区分というのが、その長時間、短時間というところで、優先というのが、一人親であるとか、虐待のあるケースとか、そういうところを今まさしく国のほうは議論を重ねているところでございまして、まだそここのところの詳細については決まっていないところでございますので、今後、国が定めるその基準について注視していきたいと考えております。

問（9） 補正予算書の52ページ。地域内分権推進事業のJAあいち中央高浜北部支店跡施設改修の件でございますけれども、総括でもいろいろと質疑が出ましたけれども、愛知県のげんき商店街推進事業補助金というものの採択というものを狙ってというお話があったと思いますが、その後ですね、愛知県のその補助金のほうどうなっておるのか、あるいは、私どもこの議会のこの9日に最

終日を迎えるわけですが、それに対してそのスケジュール的な部分の中で、現状と見込み等、現段階でわかるところをお話しいただければと思います。

答（地域政策） スケジュール等々とのことでございますけれども、9月27日に県から連絡がございまして、10月9日に審査会が開かれるということでございますので、9月定例会の最終日に審査会が開かれて、採択通知は約10日後ということでございますので、10月下旬ぐらいにこちらのほうへ届くということでございます。これは、外部の審査会でございますので、ちょっと採択の見込みというのは全く今現在不透明ということになっています。

問（9） 総括でも私ちょっと言わせていただきましたけれども、このタイミングというのは、当然、来年、新年度に間に合わせるという非常に大きな目的の中での補正だというふうに認識をしております。その中でいうと、今のスケジュールでいくと、本来、非常に議会としても対応しにくいと言わざるを得ないというところは言わせていただきますけれども、少なくとも愛知県のほうの補助金がしっかりと採択されれば、すぐさま我々の議決によって実行できるということが想定できると思いますので、そここのところは理解をしていこうと思っております。ただし、万が一ですね、その採択が得られないといった場合においては、どのような扱いにしていこうと考えられるのか、現状、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

答（地域政策） まず、1階部分の利活用につきまして、基本的な考え方ということで、まず申しますと、補助金の採否にかかわらず、まちづくりの活動拠点、また、将来的な他施設の機能移転の受け皿として、地域力を高める施設として、1、2階、一体的な利用を考えていきたいというのが大前提でございます。今回、補助金が採択されなかった場合ということでございますけれども、やはり、まず県に行ってみて、その理由をお聞きして、来年度、採択される可能性があるのかどうなのか、そこらのところを一回ちょっと伺いして、それになかなか難しそうだなということでございましたら、再度、実際にお使いになる地域の方々と協議をいたしまして、利活用の方法や改修の規模縮小等含めて補正に上げさせていただきました市単の財源、503万円程度でございますけれども、その中で改修ということになろうかと考えております。

問（9） わかりました。どちらにしても、地域の思い、あるいは、高浜市行

政の思いというものがこの中には入っておるということは、十分に認識はしておるつもりでありますので、何とか補助金のほうしっかりと勝ち取っていただくことをお願いしたいと思えます。

問（14） 補正予算書の53ページの一番下のところに、災害時要援護者支援事業というのがありまして、新規事業のほうに説明が載っておりますけども、2、3お聞きしたいと思えます。議案説明会の際に、総括で説明があったかもしれませんが、すみませんけれども記憶がないものですから改めて聞くことになるかもしれませんが、要援護者と、この法律が一部改正されて、要援護者というのは、記載されておるんですけど、これは、ちょっと調べたら、ここにもありますが、障がい者とか、それから高齢者とか、「等」と書いてありますけども、ほかにどういう方々を想定されるのか、私がちょっと調べたところだと、乳幼児だとか、妊産婦だとか、そういうのも書いてありましたけど、高浜市が想定されているこの要援護者というのは、どこに想定しているのか、あるいは、法律のほうではどうなっているのかを、まずお聞きしたいと思えます。

答（地域福祉） 要援護者の範囲ということですが、実質、先ほど委員おっしゃられたとおりですね、障がいのある方ですとか、あと要介護認定の方、または、一人暮らしの高齢者で支援の必要な方とか、それとまた先ほど言われたように、妊産婦の方ですとか、乳幼児、それとあと国のほうが例で示している中には外国人とかも範囲の中に入っております。ただ、高浜市として、今後、要援護者の範囲をどうしていくかということにつきましては、今年度、避難支援プランの全体計画というものを作成してまいります。その中で、具体的にその範囲を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

問（14） わかりました。下の行程表というかスケジュールのところ、プロポーザルによるシステムの選定とありますけども、プロポーザルということで、その辺、提案型ですよ。要するに市のほうが、行政側が条件をつけると思うんです。条件以外に、どういうことを期待してプロポーザルになっているのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

答（地域福祉） まず、うちのほうがそのプロポーザルによって、仕様書のほうを定めさせていただきます。それは最低限のこれだけの機能は備えてくださ



いというものでございますが、それ以外には、例えば、地図情報とかで、その例えば、ハザードマップをその地図情報上におとせるとか、そういった附帯の条件ですね、そういったものが提案の中で出てきたときに、その辺も採点の中に加えていきたいと思っております。

問（14） これはいわゆる情報一元管理するというための事業ですよ。だけど一元管理してもそれだけでは何の意味をなさないわけで、そのあとの支援業務というか、支援事業というか、支援体制が目的ですので、それはどのように考えている、将来、どのように展開されていくのかをお願いします。

答（地域福祉） 先ほど申しましたように、今年度、避難支援プランの全体計画を作成しまして、それに基づきこのシステムのほうを運用していきますが、その中で現状は、その手上げ方式だけで行っておりますので、実際にその支援が必要なのか、だから漏れているというような状況もございますので、そういった方をまず把握をいたしまして、その方たちに登録のほうを同意していただくように働きかけをまず行っていく。これがまず1点目でございます。その次の段階といたしまして、その登録をされた方、同意をいただいた方ですね。その方々を実際に災害が起きたときに、どのように避難所まで避難をしていただくかということで、実際に避難をしていただくための支援者ですね。この支援者をその地域、例えば、まち協さんですとか町内会さん、民生委員さん等々と協議いたしまして、支援者を決めていくと。その中でまた、では実際にどうやって避難するか、避難経路とかですね、そういったものも含めた避難支援プランの個別計画というのを要援護者一人一人に作成をしていきたいというふうに考えております。

問（14） スケジュールの一番下のところに、未登録者の把握と同意方式による登録促進とかありますけど、これが臨時職員の賃金というか、臨時職員がそういうことをされるのか、別の方がやって、それを職員が集計するというか、入力するというのか、その辺、この臨時職員の作業というのですか、業務はどのようになっているかお聞きします。

答（地域福祉） 今、委員がおっしゃられたように、その未登録者の把握をしていただく作業をまず臨時職員の方にやっていただいて、あと、その未登録者の方、同意をしていただくためには、例えば、ケアマネージャーとか、障がい

のほうも相談員とか、そういった方の協力が多分必要不可欠だと考えておりますので、そういった方の調整等をやっていただくのも臨時職員の方に考えています。また、現状、災害時要援護者名簿のエクセルデータがございますが、または、一人暮らし高齢者の台帳のデータ等がございますが、これについて、そのシステムとの連携を図るために、今のデータのちょっと整理をしていただく、または、その新しいシステムの入力作業等々を臨時職員の方にやっていただこうと考えています。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第53号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第53号の質疑を打ち切ります。

《 意 見 》

(6) 陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

意(16) 毎年、この時期になると出てくる陳情でありますけれども、中身を見させていただきますと、一人一人に、今後きめ細かな対応をするためにも、少人数学級というのは大変効果があると思っております。自治体も財政が厳しい中、今後、教育の機会均等と水準確保のためにも、この陳情の趣旨は十分理解できますので、賛成とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） 私どもも、この陳情については、子供たちをこれまでも増してきちんとといいますか、きめ細かに対応するためには、さらなる拡充を含めた少人数学級の定数改善計画というのは、早期策定、実施が不可欠だと思っています。子供たちがどこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられるということは、父母の願いでもあり憲法上の要請でもあります。この陳情事項、理解できますので、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（9） 私ども市政クラブも賛成の立場で意見を言わせてもらいます。今、多々皆さん方からお話があったとおり、今の学校現場における多くの教育課題というものを解決するためには、この定数改善計画の早期策定というのは必要だと思っておりますし、当然、都道府県の財政状況というのはさまざまでありますから、教育の機会均等ということ踏まえましても義務教育費の国庫負担制度の堅持というのを、そのまた負担率2分の1への復元というものは大切なことだと思っております。ただ、私ども思っているのは、さらに子供たちにきめ細かな指導するためというところを強く思いますので、少人数学級にすれば何でもいいという話ではなくてですね、当然、それ以上のものを期待するところを含めて、賛成をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長 ほかに。

意（1） 開拓志としましては、ちょっと皆さんと異なるんですが、定数改善計画の早期策定、実施に対しては趣旨採択。また、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充については、賛成でございます。したがって、総合して趣旨採択の立場で意見をさせていただきます。昨年度、文科省において、きめ細やかで質の高い世界最高水準の義務教育及び教員が子供と正面から向き合う教職員体制の整備を実現するための子供と正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案というものが、平成25年から平成29年の五カ年計画で策定されたところでありまして、さらに、文科省では、今後の少人数学級の推進や計画的な定数改善については、引き続き検討ということでございます。このことから、私も本課題については今後の動向に注視していきたいと考えるため、趣旨採択とさせていただきます。また、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充については、ごもつともなことだと思っておりますので賛成でございますが、総合してこの

陳情につきましては、趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第3号についての意見を終了いたします。

(7) 陳情第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情意(5) この陳情には、趣旨採択でお願いしたいと思います。これは平成22年度から公立高校の無償化が実施され、それに伴い私立高校への授業料に充てる就学支援金が所得基準により支給されていますけれども、こうした私学への助成は、私学であっても公の教育であるという捉え方から行われているものと考えております。陳情書の内容は、いずれも一層の拡充や充実を図ってほしいということでありましてけれども、今年度は、経常費助成については総額では前年比の約2倍強というふうになっております。国の財政も厳しいのが現状であることからさらなる拡充、充実には、おのずから限界があると感じております。しかし、陳情の趣旨は十分理解できますので、趣旨採択としてお願いをいたします。

委員長 ほかに。

意(16) 文面の中身、見させていただきますと高校の授業料無償化ということで、現行の就学支援金では、私立高校生の経済的負担が重いままとなっております。今、国は公立と私立の教育費の負担の格差を是正するために高校無償化の見直しに取り組んでおります。まだ未定ではありますけれども、平成26年度に導入を目指しておりますので、今のところは国の動向をしっかりと見守っていきたいということと、この中身にもありますように、陳情事項、一層拡充ですとか、そういった言葉がありますけれども、現状は、拡充というのはなかなか難しいかなというふうに思っております。そういったことを含めまして、この陳情書には、趣旨採択でお願いいたします。

委員長 ほかに。

意（１２） 愛知県においてはですね、財政危機を理由に平成１１年度に総額で１５％、生徒一人当たり５万円に及ぶ経常経費の助成をされてた削減がされて、そのあと愛知県の私学関係予算は増額に転じてきたんですが、一進一退で、ここ４年間は国からの財源措置を下回る状態が続いているという状態です。少子化も重なって多くの学園の経営は深刻な事態となっています。愛知の私学は、その中でも生徒が主体的に学び、生きることを焦点に各学園が独自性を生かして多彩な教育を進めてきたんですが、この７月に６万人以上が参加した「愛知サマーセミナー」というのに象徴されるように、全国各界からも教育改革の先進と注目されています。こうした学校改革、教育改革をさらに進めようとしたときに、県の私学助成の土台であり、その奨励措置でもある国の私学助成の役割が一層重要になっています。陳情項目は、どれも理解できますので、賛成です。

委員長 ほかに。

意（１） 私立高校は、公立高校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で、重要な役割を担っております。また、さまざまな特色ある教育活動を行い、質、量ともに学校教育の中でも重要な役割を果たしていると考えます。しかしながら、公立高校の間においては、学費に代表されるように公私間格差が教育の機会均等を損なっているという現実があるということでございます。よって、国に対してはさらなる公私間格差の是正と現国庫補助の制度の堅持のため、本陳情には賛成をしたいと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第４号についての意見を終了いたします。

（８）陳情第５号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳

情

意（５） 先ほどの国と同じですけれど、私立高校の授業料補助制度は十分であるとは言えませんが、一応実施はされております。それと愛知県では、県立高校に２校受験できます。経済的な理由であるならば、自分のレベルに合った学校も選択できると思います。また、私立高校の持つ設備、施設、授業内容、部活動などを選択したならば、その代償は、費用であると考えざるを得ません。県の財政も大変厳しい中でありますので、さらなる、助成の拡充だとか施策を実施することは、なかなか厳しいと思います。しかし、私立高校の置かれている厳しい状況も十分理解できますので、趣旨採択でお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

意（１６） 文面の中身にも、やはり、こちらにも平成２２年度から公立高校が無償化され私学にも就学支援金を実施されましたということですが、先ほども申し上げましたとおり、国のほうは、この高校無償化の見直しに取り組んでおりますので、そういったことから、平成２６年度に導入目指しておるということです。国の動向を見守っていきたいということでございますし、それから、県のほうも財政的には厳しい状況であります。この趣旨は十分理解できますので、先ほどと同様、趣旨採択でお願いいたします。

委員長 ほかに。

意（１２） 愛知県の私学助成のこの陳情については、賛成をいたします。私学の初年度納付金が４６万円を超えるという状況もありますし、昨今の不況も重なって経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒もふえているそうです。過重な学費負担のために、私学を選びたくても選べない層もふえています。学費の公私格差が学校選択の障害となって教育の機会均等を著しく損なっているというのは現状ですので、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（１） 私立高校は、公立高校とともに教育を受ける権利を保障する上で、重要な役割を果たしているということは、愛知県においても学費と教育条件の公私間格差の是正と、父母、負担軽減を目的として各種助成措置を講じているところだと聞いております。しかし、少子化によって学校経営は、今後ますます

す厳しくなるとともに、昨今の不況状況等により授業料の滞納をしたり、生徒が急増しているという事実もございます。そして、過重な学費負担のために、学費の公私間格差が学校選択の障害となって教育の機会均等を損なっていることも現実にあるということでございます。よって、県に対しましては、授業料の助成、拡充と学費と教育条件の公私格差の是正というのは必要だと考えますので、本陳情には、私は賛成してまいりたいと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第5号についての意見を終了いたします。

(9) 陳情第6号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

意(8) この陳情第6号については、市政クラブとしては反対をさせていただきます。市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情の内容ですけれども、私学といえども、公の教育機関であるわけであり、それぞれ特徴のある教育は掲げておられるわけですし、そこを選択して行かれるということですので、応分の負担はやむを得ないのかなとそんなふうに考えますが、私立高等学校等授業料補助事業においては、各市町村で実施がされております。高浜市の場合ですけれども、所得制限があるものの近隣市と比較しても、近隣五市の中では、高浜市は補助額が最も高い、手厚いものとなっております。さらに、平成22年度から公立高校の無償化が実施をされ、私立高校生には、国から就学支援金が支給されたことにより、この独自助成を廃止、削減する自治体もある中、高浜市は現行制度を維持しております。このようなことから現状のままよいということで、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(16) 高浜市は早い時期からこういった高校生に対しての助成制度を設

立して行っておりますので、現状維持ということで、よいかと思っております。  
そのことから、この陳情には反対でございます。

委員長 ほかに。

意（12） 本来学校は、公立、私立を問わず誰でもが、教育の中身によって自由に選択できることが望ましいと思うんです。父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけではなくて、父母や市民にとって切実な要求です。とりわけ準義務化された高等教育においては急務になっていると思います。公立高校が無償化された今こそ、公私格差と父母負担の軽減のために市町村独自の授業料助成を拡充してという陳情で理解できますので、賛成します。陳情者にお話を聞いたところ、所得制限をなくして最高額にしてほしいという声がありました。

委員長 ほかに。

意（1） 国、県ともに、自治体においても将来を担う子供たちのために、父母の負担軽減と教育条件の公私格差を少しでも是正していくことは必要だと考えております。ただし、他市が私学助成を廃止したりする中で、本市は所得に合わせて2万4,000円、1万2,000円と助成をしており、県内でもトップクラスでございます。助成について所得制限を設けるか、もしくは、所得制限なしの一律額にするかという議論の余地はあるかと思いますが、現状維持が妥当というふうに考えています。ただしですね、教育や子供施策は今後さらなる拡充が必要な分野だと私は考えますので、本陳情には趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了いたします。以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。これより採決をいたします。



《採 決》

- (1) 議案第47号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第48号 高浜市リバースモーゲージ条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第49号 高浜市子ども・子育て会議条例の制定について

挙手多数により原案可決

- (4) 議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第53号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

委員長 次に、陳情第3号から陳情第6号について、趣旨採択との御意見がありますので、採択に当たり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御

異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いたします。

《採 決》

(6) 陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

挙手多数により採択

(7) 陳情第4号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(8) 陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(9) 陳情第6号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 12 分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長